

平成28年第2回せたな町議会定例会 第1号

平成28年6月13日（月曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて（平成27年度せたな町一般会計予算）
- 7 報告第 2号 株式会社北檜山観光振興公社の経営状況について
- 8 報告第 3号 株式会社北檜山観光振興公社の平成28年度事業計画の承認の報告について
- 9 議案第 1号 平成28年度せたな町一般会計補正予算（第1号）
- 10 議案第 2号 平成28年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第 3号 平成28年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第 4号 平成28年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第 5号 せたな町証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 14 議案第 6号 せたな町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 15 議案第 7号 せたな町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 16 議案第 8号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の協議について
- 17 議案第 9号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約の協議について
- 18 議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約の協議について
- 19 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 20 意見書案第1号 介護報酬の再改定を求める意見書
- 21 意見書案第2号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 22 意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 23 発議第 1号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について
- 24 発議第 2号 議員の派遣について
（第1号の追加1）
 - 1 諸般の報告
 - 2 議案第11号 平成28年度せたな町一般会計補正予算（第2号）

○出席議員（12名）

1番	細川伸男君	2番	神田和浩君
3番	江上恭司君	4番	本多浩君
5番	石原広務君	6番	梶田道廣君
7番	大湯圓郷君	8番	真柄克紀君
9番	平澤等君	10番	大野一男君
11番	熊野主税君	12番	菅原義幸君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会委員長	田井重久君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	高野利廣君
総務課長	原進君
まちづくり推進課長	西村晋悟君
財政課長	佐々木正則君
税務課長	樋口靖君
町民児童課長	吉崎照人君
保健福祉課長	福士裕継君
農務課	佐藤英美君
水産林務課長	松村悟君
建設水道課長	丹羽優君
出納室長	関功悦君
国保病院事務局長	横川忍君
総務課長補佐	高橋純君
まちづくり推進課長補佐	阪井世紀君
財政課長補佐	神田昌君
税務課長補佐	佐々木正人君
町民児童課長補佐	佐々木真由美君
町民児童課長補佐	坂谷洋二君

保健福祉課長補佐	西	田	良	子	君
保健福祉課長補佐	元	島	敬	二	君
水産林務課長補佐	八	木	忠	義	君
建設水道課長補佐	松	本	健	裕	君
建設水道課長補佐	平	田	大	輔	君
総務課主幹	濱	登	幸	恵	君
まちづくり推進課主幹	吉	田	有	哉	君
財政課主幹	黒	澤	美	知子	君
地域包括支援センター所長	長	内		京	君
農務課主幹	三	浦	剛	大	君
農務課主幹	河	原	泰	平	君
農業センター副所長	沼	口	英	樹	君
建設水道課主幹	久	津	間	智	君
建設水道課主幹	上	田	一	男	君
国保病院事務局次長	中	川		讓	君
財政係長	尾	野	裕	也	君
国保医療係長	中	山	康	春	君
社会福祉係長	竹	内	亜	希子	君
障がい福祉係長	松	原	孝	樹	君
保健推進係長	古	守	亜	珠	君
保健推進係長	垣	本	利	子	君

《大成総合支所》

総合支所長	佐	野	英	也	君
次長	沖	崎	孝	純	君
次長	萩	原	勝	幸	君
主幹	谷	川	一	志	君
主幹	浜	高	正	明	君

《瀬棚総合支所》

総合支所長	中	村	良	則	君
次長	濱	口	喜	秋	君
主幹	増	田	和	彦	君
養護老人ホーム三杉荘所長	上	野	宏	行	君
養護老人ホーム三杉荘次長	平	賀	英	治	君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教育長	成	田	円	裕	君
教育委員会事務局長	高	田		威	君

教育委員会事務局次長	上	野	朋	広	君
教育委員会事務局次長	杉	村		彰	君
瀬棚教育事務所長	三	浦	孝	史	君
給食センター副所長	早	川	克	紀	君
大成教育事務所長	杉	村	輝	明	君
総務係長	近	藤	智	博	君
社会教育係長	奥	村	大	樹	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	小	板	橋	司	君
------	---	---	---	---	---

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長	原			進	君
書記次長	高	橋		純	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局長	横	川	洋	二	君
事務局次長	丹	羽	小	百合	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局長	横	川	洋	二	君
事務局次長	丹	羽	小	百合	君
事務局書記	原	田	翔	太	君

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員12名で定足数に達していますので、平成28年第2回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会します。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において1番、細川伸男議員、2番、神田和浩議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（菅原義幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日と明日の2日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日と明日の2日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 行政報告

○議長（菅原義幸君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは行政報告をさせていただきます。

まず平成27年度各会計の決算状況についてご報告をいたします。お手元に配布しております平成27年度各会計決算状況は、一般会計ほか9の特別会計と公営企業である病院会計における決算状況でございます。

一般会計の決算状況であります。予算執行率は歳入が100.24%、歳出では95.33%となる見込みであります。歳入歳出差引では4億9,031万6,579円となりますが、国の地方創生加速化交付金事業等に係る予算を繰越明許費として繰り越いたしますので、翌年度に繰り越すべき財源1億7,616万3,000円を差し引きいたしますと、実質収支額は3億1,415万3,579円になります。この額から基金条例第4条第2項の規定により、この実質収支額の2分の1を下らない額を財政調整基金に積み立てなければなりませんので2億1,415万3,579円を積み立て、残りの1億円を平成28年度に繰越すこととしたものであります。

次に9つの特別会計の決算状況であります。それぞれの会計における実質収支額につきましては全て翌年度に繰越金として措置をしたところであり、

最後に病院事業会計の決算状況であります。収益的収支については2,218万1,000円ほどの純利益を見込んでおります。資本的収支については、建設改良費、企業債償還金などを支出した結果4,660万1,000円ほどの不足となりましたが、この不足額については、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

次に町立国保病院の医師体制について報告いたします。

昨年4月から、町立国保病院内科嘱託医師として勤務いただいております。黒川剛生医師につきまして、本年6月1日から正式に町立国保病院内科医長として勤務いただけることになりました。黒川医師は内科診療のほか、特別養護老人ホーム等も担当していただいております。本町の地域医療にご尽力いただけるものと考えております。このことにより、町立国保病院には森院長をはじめ5名の常勤医の医師体制となりました。引き続き予防医療をはじめ包括的な地域医療の推進に努めてまいります。

次に熊本地震における災害義援金募金についてご報告いたします。

去る4月14日に発生いたしました、熊本地震被災地への災害義援金の募金をすべく、4月28日から5月31日までの期間、まちと協賛団体であります社会福祉協議会、町内会連絡協議会など連名で行いましたところ、町民皆様から189万4,939円の暖かい義援金が寄せられました。町民皆様からの義援金につきましては、日本赤十字社北海道支部へ送金することとし、町広報誌でお知らせしたいと思っております。この度の義援金募金活動に際しましては、ご協力を賜りました関係機関、町民の皆様にご改めてお礼を申し上げますとともに、被災された地域の早期復興を願うものであります。

次に5月11日から12日にかけての強風による被害状況について報告いたします。

詳細はお手元の資料になりますが、5月11日から12日にかけて発達した低気圧の影響により最大風速20.9mの強風を記録し、記載のとおり被害が発生したものであります。被害状況最終をご覧ください。まず④農業被害では、営農用ビニールハウスの破損や畜舎屋根の破損など11箇所の被害、⑤土木被害では、北檜山グリーンパークの倒木による被害、⑥水産被害では、大成水産種苗育成センター共同作業所屋根の一部破損、⑩公立文教施設被害では、学校給食センター配送車庫シャッターの破損で被害総額が348万6,000円となったものでございます。なお一部の被害に関わる復旧経費につきましては、今定例会の補正予算で計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

次の⑤工事発注状況について、それから6番目の町長、副町長の動向につきましては、別紙のとおりでございます。ご参照願いたいと思います。

以上で行政報告を終わらせてもらいます。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（菅原義幸君） 日程第5 一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されておりますとおり、質問答弁は簡明簡潔にするようお願いいたします。

それでは通告順により発言を許します。

6番梶田道廣議員。

○6番（梶田道廣君） ただ今、議長よりお許しをいただきましたので、先に提出してあります件につきまして質問をさせていただきます。

質問は、災害時の避難階段の整備ということをお願いをしております。近年、全国的に地震や大雨などの災害が多発し、この4月には熊本地震が発生し熊本、大分に大きな被害を及ぼしております。また昨日も震度5強の地震があり、いつ終わるともなく大変な状態が続いております。また平成5年の南西沖地震や東日本大震災は、私たちの記憶から消えることのない大きな災害だったと思います。平成26年8月27日の新聞では、地震が起きた場合、当町せたな町での津波の高さは最大2.3メートル、到達時間は最速5分と予測しております。これでは地震発生後、直ちに避難を始めたとしても避難場所まで行くことは到底困難だと思われまます。せたな町は海岸線に多くの家が建ち並んでおりますので、地震の際には、まず裏山や近くの高台に避難をすることの方が一番懸命な手段だと思っております。以前より町民の皆様から裏山にある階段は地震の時に使えるのかと聞かれたことがございます。町民のほとんどの方はあの階段の避難用であると思っておりますし、また使えるようにしてほしいとの要望もございます。先日、北海道より道管理施設急傾斜地施設、治山施設、道路施設の管理用通路等の避難経路としての使用の要望に対する道の対応方針についての通知がございました。これによりますと道建設管理部所管の急傾斜用階段、振興局林務課所管の治山施設としての階段を、まちの管理のもとに避難用経路として使用を認めるということでございます。当然、草刈りなどは、まちの責任として整備が必要となりますが、今せたな町には、これらの階段が幾つもございます。中には草刈りをしておらず使用できないものがございます。一度にすべての階段の草刈りをすることは無理だと思っておりますけれども、突然の災害に備えるためにも計画的に草刈り等をし、災害に備えるべきだと思います。更には緊急時には地元の方々だけが使用するわけではないと思っておりますので、多くの方々に、ここに避難階段があるということを知らしめるための看板等の設置も必要かと思っております。また緊急避難場所として指定されている会館、センターの中には、山の麓、つまり崖下にある建物や坂道の途中にあるものもございます。これでは大雨による土砂災害が予想される場合には、使用できない建物もあるようにも思われまます。例えば大成の東部寿の家などは、大雨のときには坂を下る雨水のため、また、更には冬はアイスバーンなどのために高齢者にとっては非常に危険な状態です。こういう場所にある会館などは移転などを含めた抜本的な対策が必要と思っておりますけれども、以上3点について町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは梶田議員の質問にお答えをいたします。平成26年8月27日付

北海道新聞の一面には、日本海側地震、政府推計津波せたな最大2.3メートルと大きな見出しで新聞報道された内容につきましては、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、マグニチュード6.8から7.9の地震を想定し、最大津波高を推計した数値となっており、せたな町の崖地、人家のないところとなっておりますが、2.3.4メートル、平地ではこれは人家ありです。8.3メートル、到達時間は5分となっております。現在、せたな町内沿岸部の津波対策につきましては、南西沖地震と同程度の津波には十分耐えられる高さで海岸擁壁などについて整備済みであります。南西沖地震を体験し東日本大震災の甚大な被害を目の当たりにしました私どもにとって津波被害の恐ろしさは身に染みており、地震の際には海岸線においての行動としてまず裏山や近くの高台に避難をするということが、自分の身を守る一番懸命な手段であることは私も議員と一致した考えであります。

1点目のご質問であります急傾斜施設、治山施設などの管理用階段を北海道の通知に基づき、まちの管理下に避難経路として使用し、計画的に草刈りなどの維持管理をして、災害に備えるべきでないかということですが、現在せたな町には北海道の急傾斜地施設、治山施設など管理用階段として瀬棚区3カ所、北檜山区9カ所、大成区14カ所、また大成区には旧町が設置した7カ所を含め21カ所、まち全体で大小33カ所が設置されております。その用途については裏山の畑への通路であったり、実際に地区の避難路としての使用もありさまざまですが、施設館理用階段の使用に係る各区での一致した認識は、北海道から使用承諾のもと草刈りなどの維持管理については、使用者が行うとのことであり、大成区の独自階段も同様であります。そのため一定程度維持管理されている箇所や議員ご指摘のように、使用が困難な場所もあります。まちは今後におきまして災害発生時に共助の役割を担い、地域防災上の観点から自主防災組織が結成されていない地域に自主防災組織の結成を促し、地域住民の協力と連携による防災活動を進めていきたいと考えております。その中で避難路として本当に必要な階段であるかを精査し、必要である段階につきましては、まちの防災計画を変更して北海道の通知に基づき、施設管理者と協定を結び草刈りなど維持管理についても自主防災組織と十分協議をして対応したいと考えております。

また2点目のご質問であります避難経路となった管理用階段の周知につきましては、地域住民だけでなく多くの方が認知できるよう周知方法について検討してまいりたいと思っております。

3点目のご質問であります緊急避難場所に指定している施設の中に、地形や天候状況から避難所に適さない施設の移転などを含めた抜本的な対策が必要ではないかということにつきましては、現在せたな町の緊急避難場所及び緊急避難所は旧町から場所、施設の変更をしておりませんことから、地域住民に十分認知されている不都合のない施設と考えております。しかし合併して10年が経過した現在におきましては、施設の老朽化や地域住民の高齢化なども勘案しながら再検討する時期ではないかと考えるところであります。その中で従来切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所と、その後の避難生活を一定期間過ごすための避難所が、必ずしも明確に区別されていない状況にありましたが、災害対策基本法の改正に伴い、新たに指定緊急避難場所及び指定避難所の規定が設けられました。まちもその基準に沿って指定緊急避難場所、指定避難所の指定をして今年度中に防災計画の見直しを図ります。議員がご指摘の東部寿の家を含めた町内の避難所については、移転、建替えについては現在考えておりません。また施設の状況や立地状況を勘案して災害の種別ご

とに避難所指定の取り消しを含め見直しを図るため、地域の自主防災組織と十分検討してまいりたいと考えておりますことで、ご理解を願いたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 梶田議員。

○6番（梶田道廣君） 再質問をさせていただきます。まちとしてのお考えよくわかりました。また今組織づくりをされております自主防災組織等々を十分に活用した中で、今後の防災を進めていただきたいと思いますけれども、この階段の中にこれが避難用として認めていただけるかどうかわかりませんが、中にはもう既に錆びて穴のあいたような場所等もございます。また階段を上るまではいいんですけども、その先に行けないような場所もございます。そういう部分に関しましては住民の方々と地域の方々と十分に相談をし話をさせていただいて、地域の方々が満足していただけるような安心していただけるような、そういう取り組みをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） いつ起こるかかわからない災害に日ごろからしっかり準備をしていくということは大変大事なことでございます。災害に関心を持っている議員も、私たちとしては地域と十分相談をして、これからもしっかり防災計画の見直しなどをしながら対応していくということになりますが、実は私の新町町内会が355戸、650人ですが、避難や救助など防災訓練を自主防災組織の中で毎年進めているところでございますが、議員も都第5町内会の役員ということでございますので、できるだけ早くこの自主防災組織を結成していただきまして、災害発生時に地域の役割をしっかり果たせるように、取り組んでいただければありがたいと思っております。しっかりまちとしてはやらせていただきます。

○議長（菅原義幸君） 10番大野一男議員。

○10番（大野一男君） 議長より質問のお許しがありましたので、町長に質問をさせていただきます。道産農水産物の機能性食品への奨励、普及拡大についてであります。今日の健康志向を反映し農水産物の持つ食品機能性を活かした様々な商品開発が行われています。北海道は農漁業の将来を見据えた振興策として、農水産物の素材として機能性を有した作物、水産物による機能性食品に着目をし、関連商品の開発への取り組みを促し、道産食品の高付加価値化を図るなどして新たな市場の開発による需要の拡大を推し進めて行こうとしております。更に、北海道は独自で加工食品に含まれる機能性素材について、科学的な研究が行われたことを道が認定する制度を制定し、北海道食品機能性表示制度の「北海道認定のマーク」と健康でいられる体づくりの食品「ヘルシーDO」のロゴを作成、広くその周知と普及拡大を図ろうとしています。

当町においても、こうした動きに着目し将来の農漁業を見据え、より付加価値のある事業展開が期待できるヘルシーDO事業を農漁業者、商工業者、農協、漁協、商工会などに広く普及、奨励する働きかけを積極的に行い、その促進を図っていくことが肝要と考えます。また、こうした商品開発の仕組みとして町と農漁業者、商工業者、農協、漁協、商工会と大学などの研究機関などのいわゆる産官学がタイアップして進めて行く仕組みを、まちがリードして構築することも、今後の事業展開を推進していく上で大変大事な要件ではないかと考えます。ぜひ、そうした大学などの研究機関と協力関係を締結し、今後の様々な事業展開に活用して行く仕組みを検討して頂きたいと考えま

す。

町長の所見をお伺いします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは大野議員の質問にお答えをいたします。

議員もご存じのとおり健康ブームが高まりを見せる中、道産食材に含まれる機能性成分を使った加工食品を北海道の独自ブランドに育てるため、北海道は平成25年4月、全国初となる北海道食品機能性表示制度、いわゆるヘルシーD○をスタートさせております。この制度は、健康食品などに含まれている機能性成分に関して、健康でいられる体づくりに関する科学的な研究が行われたという事実を北海道が認定するもので、食品の高付加価値化による道内の食関連産業の振興と保健機能の表示を求める消費者ニーズに対応した適切な情報の提供を目的とした制度であります。これにより、道の認定を受けた商品には、認定マークやロゴマーク、認定番号のほか、認定商品であることを示す認定文言を表示することが出来るようになります。この表示により、消費者の健康ニーズに対する適格な情報が提供されるとともに、企業にとっても認定商品のブランド化や差別化が図られるメリットがあります。しかしながら認定までの流れを見ますと、安全性試験、倫理審査、ヒト介入試験を行い、論文を作成し、専門家による論文の評価や検証を行って、論文誌に掲載したのち、北海道に申請書を提出して、北海道食品機能性表示制度委員会の審議を経て、道の認定を受けるという審査基準があります。これまでの認定状況を見ますと平成25年8月の第1回認定から直近の今年3月の第6回認定までの合計は34企業、67品目、このうち一般食品型が42品目、サプリメント型が25品目となっております。現在、ヘルシーD○への申請はすべて企業からとなっております。生産者や生産団体が申請しているケースはありませんが、町内でもこの制度を知らない方もいるかと思しますので、関係団体に周知するとともに、まちのホームページにも掲載したいと考えております。また申請を考えている方に対しては、申請先となる北海道や申請の支援をしている北海道食産業総合振興機構、いわゆるフード特区機構及び大学などの研究機関とのコンタクトをまちが取り、申請に当たってのサポートをしまいたいと考えておりますことで、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○10番（大野一男君） 大変丁寧にご答弁をいただきました。ありがとうございます。今町長からの答弁にもありましたように、このヘルシーD○は全国で北海道だけが行なっている事業であります。続いて静岡県などもそういったものを目指して準備中ということを経緯等で見るとありますが、これは北海道にとって将来の産業構想の中で、こういういわゆる6次産業化と共に食品機能の推進を図ることが北海道の将来を担う農業の一つの新しい振興策の一つという位置付けで、今というよりも、むしろ今後の取り組みに期待をしていきたいという意味で北海道が先駆けて、この食材であるとか、漁業物の宝庫である北海道の今後の推進に大いに役立つのではないかと位置付けで、私はこのことに北海道は先んじて進んでいるんだろうと思うんです。今ヘルシーD○の認定の経緯、平成28年から始まって直近の3月までの事例も町長から紹介していただきましたが、主に今確かにやっつてるのは大手の企業であります。これは特保というもう一つの方で特定保健の事業が進んでますが、これは本当に大手の製薬会社であるとか、あるいは食品会社がこれは相当の研

究期間を掛けて億単位のお金をかけないと特保申請のマークは認定できないんです。しかし企業ですからそれだけのスタッフも研究機関も持ってますのでそこまでは行かない。しかし今言ったように、それから見ると少し簡単といえますか、金額的にも少なく済むこういう制度を設けて推進していこうということで、食品メーカーからの関心も非常に高い、大規模試験や費用が莫大な特保から見れば比較的小規模な試験と研究論文等さえクリアすればこういった認定ができるということで北海道の中小企業が大変着目をしている事業です。機能性食品とは特別認可されているわけではありませんが、いわゆる北海道にある食材を、あるいは原材料を健康志向があるということに向けて行なっている実証例が新聞等に載ってますのでお話をさせていただきます。海藻でダルスというのがあるんだそうです。私も初めて新聞で見ました。これは南茅部で栄養価の高いスーパーフードとして道立工業技術センター、函館市にあるセンターと協力して2012年度から産業利用に向けて研究開発が行われた。現在、つくだ煮で札幌の百貨店で販売している。これはたんぱく質が多い、食物繊維、ベターカロチンが豊富に含むということで、昆布の養殖ロープに自生しているものを採用している。資源は推計年間1,000トンから2,000トンある。同センターはダルの有効活用を目指し、南茅部漁協などと連携して企業に商品化を考案してきている。それからニラです。これは知内のニラなんですけども、函館市内の大学の講堂であるキャンパスコンソーシアム函館というところで公開講座がありまして、高専で行われたことなんですけども60人が受講した。この中で農産物の有効活用について研究している函館高専のキヨノ教授准教授という方が知内産の特産であるニラのがん予防効果や適切な料理方法を紹介した。この研究が始まって10年が経つそうですが、ニラのがん予防効果については、ニラの仲間であるニンニクについては研究論文が結構あるけれども、ニラにはなかった。ニラの根幹部分、根っこの部分が出荷の際にカットされ廃棄されている点に着目し、成分分析を始めた。抽出した液の抗癌効果が確認できた。この次なんです町長。まちと連携し医薬品や健康食品などの開発につなげていきたいと教授は講演で力を込めてお話をしていた。ニラの料理は豚と愛称がいいそうで、ニラと一緒に炒めると香り成分が出て疲労回復効果がある。肉のビタミンB1と結合して体内への吸収を高めてくれる。こういった話をされたとなっています。もうちょっとお聞きください。栽培えごま、これは上ノ国です。えごまというのは、いわゆるあるんです。自ら栽培した、しそ科の植物でえごまを原料にしたえごま油、えごまパウダーを作成した。食用のえごまを体内でドコサヘキサエン酸というものに変わって、脂質脂肪酸、アルファリノレンを多く含み、畑の青魚と言われている。ここに着目してこの事業者の方は健康志向の高まりから全国的に注目されているえごま油に着目して、当初は4アール植えたそうです。今は40アール、約10倍に作付を延ばして毎年10月に収穫をするそうですが、200キロを収穫した。これは平成27年の段階です。えごま油、札幌市内のスーパーで販売されて上ノ国の道の駅でも80グラム1本、税別1,000円で販売中です。まだあります。ちょっとお聞きください。次は黒千石大豆だそうです。乙部、厚沢部の檜山南部大豆生産組合が今年、黒千石大豆、黒い千の石の作付面積を2倍に拡大した。昨年1月の全国のテレビ放送で健康増進に効果があることが紹介されて以降、需要が伸びている。ことしは過去最大の29.6ヘクタールに作付をして47トンの収穫を目指している。黒千石大豆、読み方ちょっと間違ってるかもしれませんが、直径5ミリの小粒だと。栽培の難しさから一時、栽培が途絶えたが、幻の黒大豆と言われ平成17年から出産を再開して、

今で10年が経つ。栄養分は老化を遅らせるとされるポリフェノールや目に良いとされるアントシアニンを豊富に含んでいる。雑穀米やお茶などで健康食品の食材として使われることが多い。地元の菓子店の和菓子に使用している。大豆3種類の中で最も高い1キログラム400円で市場の高値を取引されている。もうちょっといいですか。町長お聞きください。これは北海道の広報誌に載っていたものですが、タマネギです。機能性タマネギを健康ドリンクに商品化。栗山町、栗山町にある企業が、この機能性タマネギさらさらゴールドを作った。普通のたまねぎよりも抗酸化作用のあるケルセチン成分が約3倍ある。高血圧、糖尿病、動脈硬化などの生活習慣病を予防すると言われ、機能性食品として注目を浴びている。道内企業の技術開発を商品化に向けて支援を行う北海道科学技術総合振興センター、ノーテック財団というそうですが、この品種のタマネギの機能性成分分析を行い、全国大手の食品会社を紹介した。今年4月さらさらゴールド丸ごとつぶしを使用した健康飲料、自然食感極ベジオニオンとして製品化して売り出している。こういう実証例結構あるんです。私わざわざ長々としたのは、今言ったように北海道各地でヘルシーD○まではいかないにしても、こういう健康食品というものに着目をして地元にある食材、原材料、作物あるいは水産物を何とかしてそういう特化の位置付けをして付加価値をつけて、地元の第1次産業の振興を図ってきたいという意図がこういう実証例で伺えると思うんです。まちなぜひそういうことに着眼をして、先ほど町長言ったような研究機関との連携というのも将来を見据えて今からどこかとお付き合いをされて、何かあったときにせたまな町がこういうことがあれば、例えば函館未来大学と声を掛ければ、すぐに相談に乗ってくれるような、そういう普段からのお付き合いを作って将来に向けて備えていただきたいということも含めて質問させていただきました。もう一度町長の意見をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。今さまざまな実証例など紹介いただきました。随分勉強されていると感じてお聞きしたところでございますが、基本的に農水産物たくさんの種類がありますが、健康に悪いというものはないと認識しております。その中で特に有効な成分というのはあるんだろうと思いますが、そうした部分を抽出をしながら北海道が進めている機能性表示がなされると考えているところでございますが、実は先ほども企業からの申請しかないというふうに回答をさせていただきましたが、議員言われるとおりの特保とは違いまして特保よりも研究に係る時間、あるいは金額というものは随分軽減されるということでございますが、しかし道の申請が道に受理され、そして表示制度委員会で審議をされ、それが通ってようやく北海道の認定がなされるということになります。その申請の前、申請書類等作る段階では安全性の試験、倫理審査、ヒト介入試験、論文の作成、それから論文誌への掲載といった一連の手続きをして初めて申請になるということでございますが、この申請の前のその部分が、少なくとも1年半ぐらいの時間を要する。金額につきましても特保とは違いますが、しかし500万円から2,000万ぐらいの費用が必要となります。したがって、これが大量に製造販売をする企業が現在こういう流れに沿って申請をしていると、申請をして認定を受けているという状況になるわけでありまして。ただ議員おっしゃるように、農業、水産業につきましても、その可能性のある食品、産品はたくさんある。これは事実でございます。したがって、そうした認定をとりたいという生産者、あるいはこの加工している事業者、これ

は町内にたくさんあるわけでありますから、そうした希望がございましたらまちとしては、積極的に対応をさせていただきたいと思っております。大学との関係もおっしゃっていましたが、これは大学ばかりではなくて道の科学技術総合振興センター、ノースティック財団などでも十分対応できますし、ここでまた対応できない部分についてはいろいろ紹介もいただけるということでありますから、これはそれぞれ申請がまちにあった段階で、その辺の交通整理をさせていただいて、しっかり対応をしていくことになるものと考えておりますことで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○10番（大野一男君） 町長、ヘルシーDの関連の質問ですから、その枠の中でと言ったら失礼ですが、答弁をいただくというのは当然ですし、それをある意味関連とはいえ越えて質問をして町長から答弁を求めるとするのは一般質問のルールからいっていかなものかという気もしますが、あえてお聞かせをいただきたいのは、先ほど町村のヘルシーD度までいかないけれども、いわゆる食品、地場の産品の作物であるとか、水産物のそういう付加価値に着目をして新たな市場開発してるという例を挙げさせていただきました。私はむしろこちらに私せたな町も着目をして、そして将来の私たちのまちの一次産業の市場開拓、これは6次産業も同じ背景があるんだろうと思うんですが、付加価値を付けて少しでもその産物の市場性を高めていく。そういう観点からこういった事業がありますので、まちとしてもそういうところにもう少し趣をもって事業展開をしていくということに、まちも意を配していただくということについて、もし町長から答弁をいただけるのであれば、最後お願いをしたいと思います。北海道も将来への第1次産業の戦略の一つとして、ふるさと産業の付加価値化の向上にやっていくという将来像の七つのビジョン中にそういうのを謳ってますので、そういうものともしっかり連動しながら私たちのまちも進めていただければと思いますので、できればもう一度その辺について答弁をいただきます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。当町1次産業が基幹産業のまちということでございまして、水産物や農畜産物、いろいろな種類にわたって生産をされているところであります。その生産品の魅力といいますか、これは積極的にPRするということは販売戦略上、大変重要なことと思っております、ブランド化につきましてもいろいろと取り組んでいるところであります。まちも取り組んでおりますが、個々の生産者においてもそうした取り組みは随分盛んになってきている状況であります。その中には機能性食品というまではまいりませんが、この味ですとか、そういった安全性ですとか、そういった部分で差別化をしながらブランド形成に向けているというそういった取り組みがなされているところでございます。これはまちとしても大いに6次産業化も含めて今支援をしているところであります。今回ご質問の機能性表示食品につきましても、これは希望の方がいるということであれば、積極的に応援をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） ただ今から11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

10番、大野議員。

○10番（大野一男君） 議長のお許しがありましたので、教育長に一般質問いたします。道徳の教科化への対応について、教育長は教育行政執行方針で道徳教育推進教師を中心とした校内研修の充実、私たちの道徳を活用し参観日などでの道徳の公開授業、学校の全教育活動を通じた道徳教育の取り組みや総合的な学習の時間、特別活動における地域の人材や自然環境などの資源を活用した体験活動を通して、命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断など豊かな人間性と社会性を育て参りますと述べておられます。現状の道徳教育は小、中学校において週1時間、道徳の時間として、教科とは別の枠組みで取り扱われております。今後、文部科学省は道徳の時間を特別の教科道徳として位置付け、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から検定教科書を導入し、正式教科道徳科として実施するとしています。よって本年度から2年間で文部科学省の定めた移行期間となります。今回の道徳の教科化において特筆すべきことは、評価について数値による評価を行わない、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を把握することが基本とするなど、他の教科と違った側面を持ち、学校現場において発達の段階をより一層踏まえた体系的な指導方法の確立などが求められています。当町においても教科化への行程を踏まえて、この移行期間において教育現場での円滑な授業展開を図るための体系的な指導要綱をまとめる、教員の指導力向上のため教員養成や研修の充実を図るなど様々な準備が必要ではないかと考えます。道徳教育の抜本的な改善、充実に向けた諸々の対応について教育長の所見を伺います。

○議長（菅原義幸君） 教育長。

○教育長（成田円裕君） 大野議員のご質問にお答えいたします。

道徳教育の教科化の動きであります。平成26年10月の中央教育審議会答申、道徳に係る教育課程の改善等についてを受け、平成27年3月に学校教育法施行規則の一部が改正され、現行の道徳の時間が特別の教科道徳として新たに位置付けられたことは、議員もご承知のことと思います。また学習指導要領の一部改正において、特別な教科道徳の評価方法については、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすように努めるとともに、今までと同様に数値などによる評価は行わないこととしているところであります。このように現在、示されておりますのは大綱的な基準であります学習指導要領でございます。今後、国では評価方法、指導要録の取扱い、事例等を取りまとめて通知や教師用指導資料等の形で周知する予定としておりますので、各学校でそれらの資料を活用していただくことで考えております。

また移行期間中の対策であります。町教育委員会では先月の5月26日に開催した校長会議、教頭会議において、道徳の教科化に向けた改正点や学校で検討すべき事項などについて周知を図ったところでございます。今後も生涯学習指導主事を通じて、道徳教育に関する指導助言、資料の提供に努めて参りたいと考えております。

また道徳教育に関する教員研修であります。北海道教育委員会では昨年の8月に札幌市で道徳教育の推進を主に担当する教員などを対象とした北海道道徳教育推進教師等研究協議会11月と12月には今金町で檜山教育局道徳教育事業、今年の1月には江差町で道徳教育推進教師研修が開

催され、それぞれの研修会に町内各校の道徳教育推進教師や教員が参加し、学習指導要領の一部改正の内容について理解を深めたり、道徳教育に関する指導内容、方法等の改善に向けた協議を行い、道徳教育推進教師としての資質向上を図っているところであります。

今年度の予定としては北海道教育委員会主催で、道内4ブロックに分けた道徳に関する研修会、昨年に引き続き檜山教育局道徳教育事業と道徳教育推進教師研修会が開催される予定となっております。今後も道徳教育に関する国や北海道教育委員会の動向を注視しながら、せたな町の児童生徒の実態に即した心の教育を進めて参りたいと考えております。また、道徳教育に関する教員の指導力の向上も大変重要であることから、今後も各種研修会への参加を促して参りたいと考えておりますことをご理解願います。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○10番（大野一男君） 大変丁寧にそして今後の対応と今までの対応、それから委員会の考え方等をお聞かせをいただきました。まさしくそのとおりだと思います。ただ一点、現場の先生方がこの新しい道徳科の教育の教科の中で現場を預かるわけですけれども、やっぱりその現場の先生方が、せたな町には中学校それぞれ3校ありますし、小学校も各区あります。そういう先生方の縦横の共通認識とございますか、そういうものをある程度基本にまずきちんと置くことが必要だと思います。ただ、これ間違っただけで困るのは、国の押しつけであるとか、教育委員会の押しつけが先導して道徳科教育はこうあるべきであるというような趣旨のものではないと私思っていますので、そこは学校の現場の先生の自主性や、それから現場に即したさまざまな対応が、最初に出てそして成果が上がっていくということが大変大事だと思いますので、その辺はぜひしっかりと委員会の中でも、なんて言うんですか、指導機関ではありますけれども余り深く介入しないで、現場の先生方のそういう自主性に任せた道徳教育がなされるように、ぜひ推進を図っていただきたい。それから研修についても、教育長、意を配していただくというお話ですので、是非やはり積極的にさまざまな研修や講演なども開いて、言い方は間違ってるかもしれませんが、より高度な質の高い教育が増えるような、そういうことを考えていただきたいと思います。

以上で2点についてと教育長からもう一度お答えをいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 教育長。

○教育長（成田円裕君） 大野議員の再質問にお答えをしたいと思います。

研修の関係でございますけれども、やはり学校の先生方が一番困るのがこの研修の部門ではないかと思っております。特に今回の道徳については、今までは読む道徳と呼ばれる形で私たちの道徳という教材を使っておりました。この教材を活用しながら今後2年間はこれを考える道徳に変えていくというような形になりますので、やはりこの研修をしっかりとやらないとなかなか教える方もそれぞれバラバラな形になるのではないかとということでございまして、私も先ほどの答弁でも申しましたとおり、資料を実は校長会議、教頭会議に提出をさせていただきました。この中身を持って職員の教職員の共通認識を図っていただきたいということでございまして、その内容について若干ご説明させていただきますが、まず資料の内容については7点ございまして、一つが特別の教科、道徳となった背景についてこの辺をしっかりと教職員共通認識をしていただきたいということでございます。

二つ目が指導要領の改訂に至る経緯について、三つ目が特別の教科道徳の実施時期について、四つ目が指導要領で改定された事項について、五つ目が指導要領改訂により何が変わったのか。そして六つ目が評価方法はどうか。七点目が今後、授業改善に向けて検討すべきことは何かということをございまして、この資料中で一番重要なことはこの7点目の今後授業で改善に向けて検討すべきことは何かということ、先ほど大野議員がおっしゃったことがここ出てくることになります。それで実際にはこれをやっていくとなれば、共通認識を持たなければならないということで各学校で校内研修を実施をしていただきたいということで言っております。その校外研修でやる中身としては重点事項として3点ございまして、それを各教科と例えば特別な教科の違いについて教職員の共通認識を図っていただきたいというお願いでございます。二つ目が道徳教育の全体計画と年間の指導計画の見直しを図っていただきたいと。そして三つ目が研修ございまして、校内研修、あるいは北海道教育委員会が実施いたします各種研修会の積極な参加、それと指導方法などについて教職員と共通理解を図るということで、この資料に基づいて道徳の教科を進めていただきたいというお願いをしているところでございます。研修については、これからも積極的に出るように促してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 3番、江上議員。

○3番（江上恭司君） それでは議長からの発言の許可ができましたので、2点について質問していきたいと思っております。

まず1点目、高齢者農家の支援対策について、安倍内閣は戦後の農地の制度を大きく変えるという法案をどんどん出してきてる。TPP、農協法、農地法これらの改革で今農業が大きく変わろうとしています。その中で、せたな町の農業を見えますと、実際に営農している組合員の高齢化が進み60歳以上、これでは北檜山農協では44%、若松農協が48%、しかし50代まで含めると70%ぐらいになり、実際に30代、40代、20代というのは30、5、6人しか両農協にいないという中で、来年で減反政策を一応辞めますと。今はっきりしたのは、これは産業振興課から送られた資料を見えますと、米の直接支払交付金7,500円、これは29年までの時限措置であって30年から廃止しますと明確に謳われている中で、これによって一番を大きく打撃を受けるのは米農家なんです。実際に今の米価では採算が合わない7,500円あるから何とかやっていける。先日北檜山農協に中央会の幹部が来て、組合長、専務と話し合いの中でとにかくこの7,500円をほかに変えられるような形で何とかしてほしいという要請したけど、かなり厳しいようですという話されてました。そこで新函館農協若松支店の問題と北檜山農協でいろいろを調査しております。北檜山はまだ組合員意向調査っていうのが、今作成中で出ていませんが、若松の意向調査を見えますと田んぼを中心に専業が25%、あと田んぼと畑、田んぼと野菜、田んぼと酪農、田んぼと肉牛、合わせて75%ぐらいが田んぼに係った組合員がいるんです。そういう中で特に先ほど言われたように高齢者っていうのが、結構専業農家が多くて、ここの中でもしこれがなくなったら採算合わないから辞めますという農家が結構いるんです。北檜山農協の意向調査の欄の中にあと何年やりますかという質問項目の中に、今と2年で辞めます。29年ことしと来年でもう辞めますというのが結構意見としてあるんです。そういう点で新規就農それから後継者対策は町長の努力も含めて一定の前進見えていますここでも。しかしそれがすぐ北檜山の農業に結びつくかっというたら結び

ついてないのが現状だと思います。例えば若松農協、去年と今年の調査で組合員が20人ぐらい減っているんです。じゃ新しい人を含めて20人くらい増えているかといったら増えていないんです。そういう現状の中で高齢者が少しでも長く農業を出来るような支援対策、これを今考えないとせつな町農業の土台が崩れるのではないのでしょうか。例えばどういう形で進められるか。なかなか高齢者っていうのは、広域作物、ハウスとかそういうのに取り組んでほしいといってもなかなかやっぱり高齢者になれば難しいと。新しい作物に取り組む。今やっている水田中心とした作業をどういう形で進めるかということを考えていかなきゃならないと思うんです。例えば機械が一つ壊れたと。水田の場合は播種から収穫まですべて機械ですから、例えば田植え機が壊れたと200万、300万出して買う歳ではないと。じゃ辞めます。そういう形のをどう続けさせていくか含めた対策が今必要ではないかと思いますが、町長の考えをまずお聞きいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 江上議員の質問にお答えします。

当町の農業は、まちの基幹産業であり、農業の発展なくしてまちの発展はないと考えているところでございます。議員ご指摘のとおり、本町の農業は、高齢化や後継者不足から年々農家が減少し、このままでは、せつな町の農業や農地を維持していくことは、困難であると認識しており、また平成29年産を最後に米の直接支払交付金が廃止され、稲作農家は大きな打撃を受けるだろうと考えているところでございます。この制度が決まってからすでに3年が経っておりまして、この間それぞれの農家がこのような状況に対応するため、自らの経営基盤の強化に取り組んできているところであります。まちとしましても、水田の基盤整備をはじめ米の乾燥調製施設やビニールハウス、高収益作物の導入支援など、生産コストの低減や収益性の向上、労力の軽減に取り組んでおりまして、また去年は両JAの色彩選別機などの導入にも支援し、農家負担の軽減に取り組んだところでございます。民間においてもコントラクターやTMRセンターの設置により農作業の受委託など、労働時間の低減を図る体制ができつつあることや地域の農業者が一体となり、農地を守りながら地域農業の維持、発展を目指す地域連携型法人の設立など高齢農業者に対する環境も少しずつではありますが、整備が図られてきているところでございます。これからもJAや関係機関と連携をしながら、高齢農業者が少しでも長く安心して農業が継続できる環境づくりや、地域に合った法人の設立など農家や地域の取り組みに対して支援していきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） 今までいろんな形で、最初は1万5,000円そして7,500円になって、それで環境整備を農家は努力、個人としても頑張ってる。そして町としても色彩選別機やいろいろな形で支援してきた。しかし最近の国の農業予算見てみますと、例えばパワーアップ事業、産地パワーアップ事業、それから酪農家含めたクラスター事業、これら見ても確かにことしあたりはクラスター事業なんか100億以上の増額になってますけど、ほとんど使えないんです。両農協とお話したときも若松農協でこのクラスター事業に該当する農家は1戸しかない。北檜山農協に行ってお話すると北檜山農協でこのクラスター事業でいろんな機械を導入したとしても、1台か2台だと非常に高いハードルになっているんです。産地パワー事業もそうです。それから今年新たに出た

野菜の事業、これ今まで2,000トン以上の野菜出荷している産地に対しての事業が60ヘクタールでいいとなっているが、実際には農家としては使いづらい。更に農業認定者にもなれない高齢者農家、例えば北檜山の農家の中で85から90の組合員1名いるんです。80から85の組合員は6名いるんです。7人いるんです。当然その人方は認定農業者にもなかなかない、担い手にもなれない。そしたら当然この補助から外されていく。そういう点では、いろんな形で町長は進めていますというけど、実際に高齢者に対する意向をきちんと何をどうしてほしいのかというのを僕はきちんと掴まないと、この高齢者対策の営農事業は出来ないと思うんです。一般的な形で進めると結局その一般的で終わってしまって、なかなか高齢者、独自の対策でなくなるという点含めて、もう一度高齢者の対策をきちんとした形で意向調査を含めてやるべきだと思いますが、その辺町長、どう考えるかお聞きします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 二つ目の質問にお答えをしたいと思います。議員おっしゃいましたようにこのパワーアップあるいは畜産クラスター事業等につきましても、なかなかこの地域で採択が難しいという実態がございます。これは北海道農業が十勝ですとか、北見を中心に事業化がされているということから来るものでございまして、今檜山のような小規模零細、農業がその事業の恩恵を受けることはなかなか難しい状況になっております。先日も実は荒川副知事が檜山に参ったときに、この辺の要望も強く申し入れをしたところでございます。檜山、特にこの檜山後志、渡島も含めてですが、なかなかそういう補助金の恩恵に預かるということが難しい状況にあるので、これを何とか改善をしていただけるようにという申し入れをさせていただきました。そうしたいろいろ課題は残っておりますが、まちといたしましても高齢農業者も含め基幹産業である農産、畜産、農業全体の振興につきましては、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。議員おっしゃいました高齢農業者に対する取り組みであります、確かに米価はピーク1万8,000円からの60キロの価格でありましたが、非常に今は下がっている状況。これを農業者の努力でコスト削減の努力をしながら今耐えていただいている状況でございまして、これが更にこの交付金が削減をされると廃止をされることに現在直面しておりますので、これらの対応についてこれは、まちももちろんしっかり考えて取り組んでいかなければならないと思っておりますが、やはりなんといっても農家をまとめている団体農協ですとか、北海道の連合会ですとか、そういった部分での更なる販売の努力ですとか、これはしっかり肥料等のそうした経費の削減も含めて取り組んでもらわなければならないと思っておりますし、また農業者自身も自分の経営ということでもありますから、こうした生き残りに向けて、経営努力、これは減収分をどうやってカバーするかということにつきましては、やはり経営者としての手腕が問われると思っております。私たちとしては、そうした部分の取り組みに対していろいろと支援をしていきたいと思っておりますが、高齢農業者自身の前向きな取り組みにも期待をしなければならないという状況にあります。そういったことで、この組織の責任、個人の責任それから、まちの責任そういったものをそれぞれがしっかり果たすということが、この局面を乗り越える大事な要素ではないかと思っておりますので、しっかりやらせていただきます。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） 対応を含めてそれぞれで責任をもって進めていかないと。それは

実質当たり前の話で、実際に農協法が改定、なかなか中央会が単協を指導しづらくなってるんです。それともそういう形で採算が合わないのであれば辞めると。年金生活の65歳以上の農業者年金まで取り崩してやる必要ないとなれば、大きく組合員が減っていくし、あまった農地をどうするかの問題を含めて、大変な問題が起きてくるのではないかと。そこで私もどうしたらいいか、まだ解決策としては見出せないですけど、まず一つは実態調査をきちんとする。どうやったらあなたは長く農業を続けていけるんですかっていうような事態調査をきちんとするべきだと。それともう一つは、行政と農業団体、農協含めた農業団体、生産者この三者が先ほど法人の問題で今法人化を進めている。だけど今進めているのは法人化は個人の法人化であって、なかなか全体を地域を把握してやる法人化にはなっていないんです。そういう点でその三者による法人化含めたいろいろな形のものを検討していく必要があると私は考えてますので、その最後町長の考えをお聞かせください。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。この意向調査につきましては、農協でもしっかりやられております。それらの分析をして将来の農業をどうしようという検討も実は進んでいるところでございますが、その細部を整理した段階で更に調査が必要ということになれば、これは当然していかなければならないものと思っております。いずれにしましても高齢農業者がどのように今後考えているかということをしっかり把握する必要があると感じております。それから農業者それから農協、そしてまちという三者がしっかり責任を果たすという答弁を申し上げましたが、いずれにしましてもこの地域において、しっかりと安心して農業が継続できるという形をどうやって作っていくかということにつきましては、議員おっしゃいましたように法人もその一つだと思います。そういった先進事例というのは町内にもございますし、いろいろなまちにあるわけございまして、そういったものにしっかりと対応して取り組んでいく。もちろんの当事者である農業者自身がそうしたしっかりとした考えを持たなければ、これは前に進まないわけでありまして、そうしたときに、まちとしてもしっかりサポートをしながら、ぜひそういった形が地域内で形成されますようにこれからもしっかり取り組んでいかなければならないと。そのための情報提供ですとか、さまざまな部分でまちができることがたくさんあると思っておりますので、そういった支援の仕方についても、これから研究していきたいと思っております。いずれにしましても農業は基幹産業の一次産業の中でも大変大きなウエイトを占める部分でありますから、これは最初の答弁にも申し上げましたが、このまちの発展には欠かせない一番大事な部分と私たちも認識しておりますので、しっかり議員がおっしゃる部分に対応できるよう取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） 二つ目の質問をさせていただきます。避難所の耐震と病院、福祉施設の問題について、今回の熊本、大分の地震は二度にわたって震度7以上の地震があり、その後も昨日もありましたように余震が続いている。多くの方が避難生活が続いており、非常に今までの地震と違って長い間これが続いていることで違う特徴があるのではないのでしょうか。それで大分、熊本の避難所で大きな問題が起きたのは、1回目の地震には耐えた。では2回目来た時に危なくなってきた。3回目震度5の時には更にもうここの施設を出て違う施設に行かなければならないという形で、1回目は何とかあったんですけど、2回目、3回目によってそういうふうな混乱が起きてきた。国は

いろいろな形で災害が起きるたびに、いろいろ通達やいろいろな方針出されています。それらをきちんとやっていなかったところに、この混乱の大きな問題が出てきております。そこで第1点は今せたな町の避難所の耐震どようになっているのか。実際にこの耐震も今回の地震でまた替えるような動きが国あるんです。実際に熊本で耐震で建てた個人の家が壊れたという例含めて、また国も考えているようですが、現時点でのせたな町の避難所の耐震がどようになっているのか。それからいろいろな形で特に弱い人、いわゆる病院の患者、福祉施設そういう点では災害の時に福祉避難所を設けることができる。一つの、例えばそこのセンターに避難所作った。しかし福祉施設の避難所を臨時でそこに作るすることができる。その場合10人に一人の介護者を置きなさいとか、そうすれば国の補助でるんですけど、そういう形できちんと避難所そういう弱い人方が普通避難するのはいいんですけども、そういう人方はいろいろな設備含めたものでないと非難しても生活していけない。それから国交省あたりが出してる病院の避難計画これらも含めて、特にせたな国保病院は、あそこ昔は沼地だったんです。スケートもできたし、それを埋立した。いわゆる旧河川なんです。それで耐震の工事をやられて、その地盤に対応できる耐震にはなってます。しかし南西沖地震のときに病院は倒れなかったけど、看護婦寮が少し傾いたことはありますけど、でも病院のライフライン水道含めて全部やられてるんです。そういう場合にどうしていくのか含めた対策がどようになっているのか。今まで国はいろんな対策を出してるけどそれを一つ一つできなかつたことで、熊本で大きな混乱が起きたという事例を考えるなら、せたな町ではその辺がどようになっているか、まずお聞きします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2問目の江上議員のご質問にお答えをいたします。

本年4月に発生した熊本、大分の地震では気象庁震度階級で最も大きい震度7を観測する地震が14日の夜及び16日未明に発生したほか、その後においても最大震度6強の地震が2回、最大震度6弱の地震が3回などを約1カ月の間に記録しておりまして、過去に類を見ない大地震で大きな被害をもたらしたところでありまして、1点目のご質問であります。せたな町の避難所の耐震についてでございますが、当直施設などの地震に対する安全性につきましては、阪神淡路大震災を受けて平成7年に制定された耐震改修計画促進法に基づき進めているところでありまして、同法につきましては平成16年新潟県中越地震後の平成18年に改正され、耐震改修促進計画の策定及び耐震化率目標が導入されました。当町におきましても平成19年度に耐震改修促進計画の策定をし、本計画に基づき、計画的かつ効率的に耐震工事を実施しているところでありまして、その中で同法に規定する特定建築物に該当する施設が10施設あり、そのうち避難所として指定している施設については、せたな町民体育館、旧玉川小学校校舎、久遠小学校、あわび山荘、旧平田内小学校校舎、瀬棚中学校の6施設が該当いたしますが、現在、耐震改修されていない施設としては、せたな町町民体育館の1施設でありますことから、次の防災会議において避難所指定を取り消し避難所の変更をいたしたいと考えております。耐震改修計画促進法では、昭和53年の宮城県沖地震を受けて、昭和56年に建築基準法が地震に対する二次設計の導入及び木造建築の必要壁量の基準を強化などを明記した新耐震基準に改正したことを準拠する法律となっていることから、昭和56年以前に旧耐震基準で建築された町内会館、生活館などの避難所などにつきましては、今後、施設の状況や地域

の状況を勘案しながら地震災害時の避難所としては、指定取り消しを含めて精査していく所存でございます。

次に2点目のご質問にお答えいたします。議員がご指摘のように南西沖地震の際、北檜山国保病院は建物の内外壁にひびが入るなどの損傷や給水管の漏水及び屋外配水など設備関係に被害を受けましたが、病院機能を大きく損なう被害はございませんでした。平成19年度策定の耐震改修促進計画には、国保病院も該当し同年の耐震診断で不適合となったため、平成20年度に耐震改修工事を実施したことにより、現在は安全な施設となっております。現在町内における他の病院、福祉施設等で、このように耐震改修工事を必要としている施設については、瀬棚区の三杉荘だけあります。三杉荘については新しく建設を予定しており、それまでの間の災害時対応といたしましては、入居されている方々の避難先を間近の避難所である馬場川小学としておりますことから、施設担当職員と連携し速やかに避難できる体制を整えていくところであります。また病院、福祉施設など大規模な災害により機能不全に至った際には、災害時における北海道及び市町村相互の応援などに関する協定、これは平成27年3月3日締結しておりますが、これと長万部町、八雲町、今金町、せたな町で構成する北渡島檜山北部の4町の災害時総合応援に関する協定、これは平成24年2月27日締結でございます。これらに基づき北海道や近隣市町村に応援を求め、対応方をすることとしております。まちは今年度中に災害対策基本法の改正により、指定緊急避難場所と指定避難所の指定をいたしますが、新たに要支援者が避難する福祉避難所として、北檜山区はせたな町民ふれあいプラザ、瀬棚区は瀬棚総合福祉センターやすらぎ館、大成区は大成町民センターと3カ所について併せて指定をいたします。議員もご承知のとおり今回の熊本、大分の地震では、高齢者や障害者の避難対策が十分でなかったとの指摘もあり、要支援者対策の堅実性が求められるものでありますことから、今後においては、まちも関係課が連携して要援者等に対しましての対策を講じていくところでございます。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） 町長の答弁の中で避難所はこれから精査してきちんとしていきたいということは、その避難所自体に耐震の問題があるなということ、そういう形で進めるということ、理解していいのか。

それと福祉施設の避難場所の指定状況の中でこれ道が調べているんですけど、指定指定済みの施設の数、せたな町は一つあるんです。今金町が一つ、あとのところは全然指定されてないんですけど、これは先ほど言った三杉荘の指定のことですか。その辺含めてもう一度答弁お願いします。この指定指定済施設の1カ所せたな町はあるんです。それをどこか含めておねがいます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをいたします。まず避難所の見直しの件であります、これは今回この9月まで従来の一時避難所や避難所につきましては、今度地域での指定緊急避難場所ということと、指定避難所と、これは長期非難する避難所でありますが、これと福祉避難所と、これはそういった要支援者などが避難をして生活をする。この3つに今回制度が変わりましてこういうこととなります。これは9月末までしっかり整理をして防災計画の見直しを行うということにしておりますので、これらそうしたことをしっかりやって、皆さん方にお知らせをすることにしたい

と思います。また福祉避難所につきましては、そういったことで今回、出てきた新たな避難所という整理でございますので、これまでこの指定は行っていないということで、ご理解をいただきたいと思います。先ほどの三杉荘につきましては、これは現在、耐震基準NGでございますので、これはきちっと避難する場所を指定をして、馬場川小学校になっておりますが、これで当面对応するというところでございますが、この三杉荘につきましては、ご案内のように建て替えがすでに計画をされておりますのでそれまでの間と。建て替えの時期には、当然耐震基準をしっかりとクリアをした建物となることから、少なくとも避難をしなくてもいい状況を作れると思っております。ただこうした災害は必ず想定を超えるというそういった災害が、もうこれは考えておかなければならないということになりますので、そうした部分につきましては先ほど申し上げましたように、北海道あるいは北渡島檜山北部の協定などを有効に利用しながら、しっかりと安全に避難できるように、しっかりと考えてまいりたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 江上議員よろしいですか。

○3番（江上恭司君） はい。

○議長（菅原義幸君） それでは、ただ今から午後1時まで昼食休憩に入ります。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎日程第6 報告第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第6、報告第1号 繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。本件について提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 報告第1号 本案は繰越明許費の繰越しについてでございますが、平成27年度せたな町一般会計予算繰越明許費におきまして、繰越いたしました予算について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容については担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） 同じく議案書その1の2ページでございます。平成27年度せたな町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。各事業につきましては、すでに平成27年度中に繰越事業として議決をいただいているところでございますが、各事業に係る翌年度平成28年度でございますが、繰越額が確定をいたしましたので報告申し上げます。

まず、表中段にございます2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名通知カード、・個人番号カード関連事務委任交付金につきましては、平成27年度中に事業完了となりましたので翌年度

への繰り越しはございません。したがって、この事業を除く翌年度繰越額でございますが、表上段の2款総務費、1項総務管理費、情報セキュリティ強化対策業務1億4,364万円から10款教育費、3項中学校費、北檜山中学校柔剣道場耐震工事費1,310万1,000円までの合計3億2,367万6,000円を平成28年度に繰り越しをいたしました。

繰越額の財源内訳でございますが、合計欄で説明を申し上げます。平成28年度において収入を見込んでおります財源といたしましては、未収入特定財源が1億4,751万3,000円、平成27年度から28年度に繰り越しをする財源として、一般財源で1億7,616万3,000円となっております。なお、この一般財源1億7,616万3,000円は午前中に町長が行政報告をいたしました平成27年度各会計決算状況における一般会計の翌年度に繰り越すべき財源と一致をするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終了しましたので、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第7 報告第2号並びに日程第8 報告第3号

○議長（菅原義幸君） 日程第7、報告第2号 株式会社北檜山観光振興公社の経営状況についてと日程第8、報告第3号 株式会社北檜山観光振興公社の平成28年度事業計画の承認の報告についてを一括議題といたします。

本2件について提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 報告第2号は、株式会社北檜山観光振興公社の経営状況についてでございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき平成27年度株式会社北檜山観光振興公社の経営状況に関する書類を別紙のとおり提出するものであります。

次に11ページ、報告第3号は、株式会社北檜山観光振興公社の平成28年度事業計画の承認の報告についてでございますが、同公社の平成28年度事業計画を承認したので地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告をするものでございます。

内容については担当課長より説明をいたさせます。

ご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

西村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西村晋悟君） それでは、報告第2号、第3号の内容について説明いたします。去る5月31日に開催されました株式会社北檜山観光振興公社定時株主総会におきまして、第22期の事業報告並びに決算報告、第23期の営業計画並びに収支予算が承認され、先般まちに対し経営状況に関する書類の提出がございました。

まず初めに報告第2号でございますが、同公社の経営状況についてでございます。議案その1の4ページをご覧ください。第22期事業報告並びに決算報告につきましては、まず会議関係では、昨年7月2日の現金監査に始まりまして6月1日には定時株主総会、10月には中間監査、本年3月14日の第4回取締役会まで記載のと通りの会議を開催してございます。

続きまして事業関係では5月7日からパークゴルフパークを開始、7月17日には第17回温泉まつりを開催してございます。また記載のとおり、各種セミナーや講習会などにも参加をしてございます。

次に地域貢献では、ふれあい市場との連携、パークゴルフ大会やせたなライド、檜山北高祭、道南新そばまつり、雪合戦への協賛、檜山北高とそれから北檜山中学校の生徒の職場体験の受け入れなどを行い地域に貢献したものでございます。

続きまして5ページをご覧ください。第22期損益計算書でございます。初めに経常損益の部の営業損益の部では、売上高は前年度比約570万円増の1億6,042万3,785円となりました。内訳につきましては、宿泊売上が5,417万2,768円、以下は記載のとおりとなっております。これに係る売上原価につきましては4,016万5,269円となることから、売上総利益は1億2,025万8,516円となります。

次に一般管理費につきましては1億2,627万1,293円となっております。これにつきましては次の6ページに内訳がありますが、役員の報酬60万円から一番下の保険料までご覧のと通りの内訳となっております。以上のことから当期の営業利益につきましては、マイナス601万2,777円となっております。

次に営業外損益の部につきましては、業務外収益が1,302万6,068円、このうち指定管理料が1,296万2,964円となります。経常利益は701万3,291円となっており、法人税等引当額20万6,000円を控除しますと当期利益は680万7,291円となります。

続きまして7ページの第22期貸借対照表でございます。資産の部では流動資産が7,363万5,194円で、内訳は現金173万1,306円、ほか記載のとおりとなっております。固定資産につきましては、建物や備品などの452万9,248円となり、資産の部合計では7,816万4,442円となっております。

次に負債の部でございますが、流動負債が1,212万9,777円となっておりまして、内訳につきましては、買掛金871万5,065円ほか記載のとおりとなっております。次に2純資産の部でございますが、株主資本金が6,603万4,665円で、これは資本金1億円から利益剰余金の3,396万5,335円を差し引いた額となっております。したがって負債及び純資産合計は7,816万4,442円となっております。

続きまして8ページをお開き願います。ここでは第22期の株主資本等変動計算書でございますが、資本金及び純資産の当期期末残高は、先ほどの7ページでご説明を申し上げましたとおり、内容は一緒でございますので、ここでは省略をさせていただきたいと思っております。

次に9ページにつきましては監査意見書ということで、ご覧のとおりでございます。

続きまして11ページをお開き願います。報告第3号株式会社北檜山観光振興公社の平成28年度事業計画の承認の報告についてご説明をさせていただきます。

12ページをお開きください。第23期営業計画並びに収支予算でございます。営業計画の宿泊部門では送迎バスを有効活用し、地域の自然や食材を活用した団体宿泊プランの推進、ホテルのPRと新規顧客やリピーター獲得のためのホームページの更新、禁煙ルームの確保やバリアフリールームをPRして、高齢者や障害者のお客様ニーズに応えることとしております。

次に宴会の部、レストラン部門では地元食材を活用した魅力あるメニューやプランの企画、提供パークゴルフパックの継続、高齢者のお客様に対応した和室用の高椅子、テーブルの利用推進のほか、お客様に対するサービス向上を図るため接遇を強化してまいります。

続きまして温泉部門では、温泉パスポートを継続実施するほか、高齢者や障害者に優しい接客に努めてまいります。売店部門では地場特産品の販売推進と純米酒よしこの販売強化を図って参ります。経営部門では経営管理の強化と顧客満足度の向上を図るため、営業会議を継続するほか、接客に関する従業員の研修を行い接客技術の取得に努めてまいります。地域貢献では、お客様や地域の皆さんに感謝の意を込め、温泉まつりを開催するほか、地域のイベントなどに支援を行なってまいります。

続きまして14ページをお開き願います。14ページでは第23期の収支予算につきまして、まず売上収入では宿泊売上げ5,731万円をはじめとする各部門の売上収入と指定管理料などの営業外収入を合わせた合計は、前年度に比べて約630万円増の1億7,903万7,168円を見込んでございます。

続きまして15ページには、その後経費の内訳書がございますが、経費の合計は1億7,403万7,168円となっており、昨年度に比べ約430万円増となっております。内訳は記載のとおりでございますが、仕入れ経費で約200万円の増、給料、賞与で約330万円の増、宣伝広告費で約130万円の減、水道光熱費で200万円の減などとなっております。これによりまして、当期の予定総利益は、売上収入1億7,903万7,168円から経費の合計1億7,403万7,168円を差し引いた500万円の黒字を見込んでいるものでございます。

説明につきましては、以上のとおりでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

報告第2号及び報告第3号は報告済みといたします。

◎日程第9 議案1号

○議長（菅原義幸君） 日程第9、議案1号 平成28年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案その2でございます。今回提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に8,949万2,000円を追加し、総額を83億5,579万

4, 000円とするものでございます。

その主な内容ですが、昨年度に引き続き消費税率の引き上げの影響を踏まえ、低所得者臨時福祉給付費や流雪溝の制御盤及び流量計の更新工事、B&G海洋センター艇庫管理棟サッシ改修工事、人事異動に伴います給与費のほか行政執行上当面必要とする経費などについて補正をお願いするものでございます。

内容については担当課長に説明いたさせます。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） お手元の平成28年度せたな町一般会計補正予算第1号の補足資料で補正予算の内容を説明いたします。お目通しをいただいていると思いますので、主な歳出、歳入につきまして説明を申し上げます。

3ページでございます。歳出から説明を申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費470万1,000円の追加でございます。議案書では11ページでございます。13節委託料でございます。平成28年度決算から貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書を作成することとなるため、その準備といたしまして新地方公会計制度導入支援業務383万7,000円、財務会計システム改修業務86万4,000円をお願いするものでございます。6目基金管理費では360万円の追加でございます。ふるさと応援寄附金、一般寄附金がございました。ご意向に沿いまして記載のとおりそれぞれの基金への積立てをお願いするものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では144万円の減額でございます。議案書では12ページでございます。28節繰出金、介護保険事業特別会計繰出金においては4月1日付人事異動による給与費分の減額でございます。

次に4ページでございます。12目低所得者臨時福祉給付費1,335万7,000円の追加でございます。目新設でございます。議案書では13ページでございます。昨年度に引き続き消費税率の引上げに伴う影響緩和措置に必要な経費をお願いするもので、臨時福祉給付金として780万円、障害遺族基礎年金受給者等給付金として300万円、事務執行経費として255万7,000円をお願いするものでございます。2項児童福祉費、2目保育所費147万3,000円の追加につきましては、19節負担金補助及び交付金におきまして教育・保育施設給付費負担金をお願いするものでございまして、入所児童の増でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費310万円の追加でございます。議案書では14ページでございます。19節負担金補助及び交付金で、妊産婦安心出産支援事業費助成金として健診のための通院交通費、出産宿泊費を対象といたしまして100万円、不妊治療に伴う自費診療費健康保険適用の自己負担等の助成金210万円をそれぞれお願いするものでございます。

次に7款1項共に商工費、4目国民宿舎あわび山荘管理費234万5,000円の追加でございます。議案書では15ページでございます。15節工事請負費におきまして、浴場の換気扇及び軒天を含む外装の改修工事、18節備品購入費では老朽化により性能が低下してございます冷凍ショ

一ケース、冷凍冷蔵庫の更新をお願いするものでございます。

5ページでございます。8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費4,370万円の追加でございます。議案書では16ページでございます。国及び北海道との協議に基づき流雪溝の制御盤並びに流量計の更新をお願いするものでございます。2目地方道改修事業費500万円の追加でございます。道路照明6基の追加をお願いします。

9款1項1目共に消防費でございます。1,214万9,000円の減額でございます。補正の内容につきましては別冊で配付をしてございます檜山広域行政組合関係予算事項別明細書でご確認をいただけますが、まず27年度繰越金により消防署経費分の減額、備品購入費などの追加これらについてお願いをするものでございます。

10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費188万5,000円の追加でございます。議案書では17ページでございます。7節賃金におきまして、4月1日付人事異動により臨時職員賃金をお願いするもので、臨時職員につきましては大成教育事務所への配置でございます。6項保健体育費、2目体育施設管理費841万9,000円の追加でございます。議案書では17ページから18ページでございます。真駒内球場のキュービクル等修繕、B&G海洋センター艇庫管理棟の窓及び外壁の改修についてそれぞれお願いをするものでございます。

12款1項1目共に職員給与費837万2,000円の追加でございます。議案書では18ページから19ページでございます。2節給料、3節職員手当等につきましては、4月1日付の人事異動による増でございます。4節共済費におきましては人事異動の増によるほか、共済費の負担率の減によるものでございます。

これらに係る主な歳入でございますが、ページ戻りまして1ページでございます。議案書では8ページでございます。1ページ中段でございます。13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金1,335万7,000円の追加につきましては、低所得者臨時福祉給付金給付事業の実施に伴う追加でございます。5目土木費国庫補助金420万円の追加につきましては、交付内示額の増によるものでございます。3項委託金、3目土木費委託金3,898万円の追加につきましては、流雪溝の制御盤、流量計更新工事の追加によるものでございます。

説明が前後いたしますが2ページの14款道支出金、3項委託金におきましても同様に319万円の追加をお願いしてございます。

引き続き2ページでございます。16款1項共に寄附金、1目ふるさとを応援寄附金320万円、2目一般寄附金40万円の追加でございます。記載のとおりふるさとを応援寄附金では、道内14人、道外253人、一般寄附金では町内1人、道外1個人、2法人からのご寄附でございます。ご意向に沿いまして基金に積み立てをするものでございます。

議案書では9ページでございます。19款4項1目共に雑入380万円の追加につきましては、B&G海洋センター艇庫管理等の窓及び外壁の改修についての助成金を追加するものでございます。議案書では10ページでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。
お諮りいたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第2号

○議長(菅原義幸君) 日程第10、議案第2号 平成28年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 議案その2の21ページからでございます。今回、提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から30万3,000円を追加し、総額を17億6,584万6,000円とするものでございます。

その主な内容ですが、歳入財源の組替えのほか、国保システム改修業務などであります。

内容については担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長(吉崎照人君) それでは議案書25ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で平成30年度からの新たな医療保険制度へ移行する準備段階として北海道が行う納付金等の試算に必要なデータを提供するためのシステム改修費30万3,000円を追加するものです。

これに対する歳入は24ページとなります。1款1項共に国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税では1,015万6,000円の減額、2目退職被保険者等国民健康保険税で299万2,000円の減額は、それぞれ平成28年度当初負担額確定によるものでございます。

10款1項共に繰越金、2目その他繰越金で1,345万1,000円を追加し、歳入歳出共に17億6,584万6,000円とし収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりましたので質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
お諮りいたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第3号

○議長（菅原義幸君） 日程第11、議案第3号 平成28年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 27ページからでございます。今回提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から144万円を減額し、総額を10億5,459万9,000円とするものでございます。

その主な内容ですが、31ページをお開きください。歳出では1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費及び3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費において、それぞれ4月1日付けの人事異動に伴う給与費の精査について補正をお願いするものがあります。

歳入においては30ページでございます。7款繰入金、1項一般会計繰入金において一般会計繰入金を減額し、収支の均衡を図っております。

説明は以上であります。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明でご理解できると思いますので、内容説明を省略し質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
お諮りいたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第4号

○議長（菅原義幸君） 日程第12、議案第4号 平成28年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に145万4,000円を追加し、総額を5億6,475万1,000円とするものでございます。

その主な内容ですが、北檜山下水処理場、せたなクリーンセンター、瀬棚中継ポンプ場などの維持管理に要する経費をお願いするものであります。また予算に合わせまして地方債の変更2件をお願いしております。

内容については担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは議案書の35ページになります。第2表、地方債の補正についてご説明いたします。下水道事業公共につきましては、北檜山区の下水道整備に係る起債でございます。これにつきましては限度額9,260万円を90万円減額し9,170万に変更するものであります。

次に下水道事業特環につきましては大成区、瀬棚区の下水道整備に係るものでございます。限度額190万円を逆に90万円増額し280万円に変更するものであります。変更理由につきましては、瀬棚区の起債分を公共で見込んでいたため特環に振替えるものでございます。なお起債の方法、利率、償還の方法についてはいずれも変更はございません。

次に38ページ歳出についてご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、3目処理場費、補正額145万4,000円の増でございます。12節の役務費で通信運搬費15万4,000円の増額につきましては、北檜山下水処理場と瀬棚中継ポンプ場を結ぶ警報装置の専用回線電話料の増額をお願いするものでございます。手数料130万円の増額につきましては、主には、せたなクリーンセンターのオキシデーションディッチ槽の清掃手数料になりますが、前年度において予算の都合上処理し切れなかった残分につきまして、この度補正をお願いするものでございます。

次に2款資本的支出、1項建設改良費、1目下水道整備費、補正額はございませんが最初に地方債補正でご説明いたしました起債内の財源振替えであります。

次に戻りまして37ページでございます。歳入でございます。1款事業収入、2項営業外収入、1目他会計繰入金、補正額145万4,000円の増でございます。これにつきましては1節で一般会計繰入金の増でございます。

次に2款資本的収入、1項町債、1目町債、補正額はございませんが、先ほど説明しましたとお

り下水道事業債で公共から特環に90万円を振替えるものでございます。

以上、歳入歳出にそれぞれ145万4,000円を追加いたしまして、補正後の予算額を5億6,475万1,000円とし収支の均衡を図ったものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第5号

○議長（菅原義幸君） 日程第13、議案第5号 せたな町証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案その3の1ページからでございます。本案は、せたな町証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、改正後の農業委員会等に関する法律との整合性を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） せたな町証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。3ページの新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

表の右側、改正前でございます。改正カ所につきましては、下線を引いた第29条第4項を改正後では第35条第4項に改めるものであります。なお附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。
お諮りいたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。
よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第6号

○議長(菅原義幸君) 日程第14、議案第6号 せたな町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 本案は、せたな町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてでございますが、行政不服審査法の施行に伴う地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 内容の説明を求めます。

樋口税務課長。

○税務課長(樋口 靖君) それでは議案書その3、6ページからでございます。はじめに条例改正の趣旨についてですが、本年4月1日に行政不服審査法、行政不服審査法施行令及び地方税法等の一部を改正する法律等が施行されたことを受けまして、地方税法に基づき規定しております固定資産評価審査委員会の審査の手続き等について改めるものでございます。

それでは8ページの新旧対照表により説明させていただきます。まず第4条ですが、第2項では審査申出書の記載事項述べておりますが、第2号として審査の申出に係る処分の内容についてを追加し、第3項では代表者等の資格を証明する書面を添付することを追加し、第6項として代表者等が資格を失ったときの書面での届け出についてを新たに追加したものがございます。

続きまして第6条ですが9ページにまたがっております。第2項と第3項を1項ずつ繰り下げまして、第2項として電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用するの弁明書の提出についてを新たに追加し、第3項のただし書きを削除いたしまして、第5項として審査申出人から反論書の提出があったときの町長への送付についてを新たに追加したものでございます。

続きまして第11条ですが、決定書の作成に当たって記載する事項等を規定したものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行するものとし、本年4月1日以後の固定資産の

価格等の登録公示及び固定資産の価格等の修正等に関する道知事の勧告に係る公示等について、改正後の条例の規定を適用するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第7号

○議長（菅原義幸君） 日程第15、議案第7号 せたな町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案はせたな町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。学校教育法等の一部を改正する法律の施行により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として制度化されたことから本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） ただ今提案理由の説明にありましたが、この度の改正につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律の施行により義務教育学校を新たな学校の種類として指定することとなったことにより、本条例の関係する条文について改正をお願いするものでございます。また義務教育学校の文言を追加することによって、対象となる範囲を狭く誤解される可能性があるため、障害を持つ児童等が学ぶ特別支援学校の小学部の文言を合わせて追加するものでございます。それでは議案書13ページ新旧対照表をご覧ください。左側、改正後の欄ですが、第5条第1項中小学校を、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む）に改め、第10条第3項第4号中、中学校を、中学校、点、義務教育学校に改め、第18条中小学校を、小学

校（義務教育学校の前期課程及び特別委員会支援学校の小学部を含む）にそれぞれ改めるものでございます。附則として、この条例は公布の日から施行するとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第8号

○議長（菅原義幸君） 日程第16、議案第8号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の協議についてでございますが、北海道市町村総合事務組合の構成団体について、北空知学校給食組合が平成27年11月末をもって解散したことに伴い、規約別表第1及び別表第2の変更について組合組織団体の協議が必要とされることから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の協議についてご説明いたします。17ページの新旧対照表によりご説明をさせていただきます。北空知学校給食組合が解散したことにより、表の右側変更前でございます。別表第1、支庁名、空知総合振興局の組織数、下線分（34）を変更後（33）に改め、変更前、別表第1と別表第2第9項から組織名の下線部、北空知学校給食組合を変更後では削除するものであります。附則といたしましてこの規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
続いて討論を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
お諮りいたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。
ただ今から10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時05分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎日程第17 議案第9号

○議長（菅原義幸君） 日程第17、議案第9号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約の協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約の協議についてでございますが、北空知学校給食組合が平成27年11月30日解散により脱退したこと並びに本文の一部表現の変更及び別表を改めることについて組合組織団体の協議が必要とされることから地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。
原総務課長。

○総務課長（原 進君） 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約の協議についてご説明いたします。23ページからの新旧対照表によりご説明をさせていただきます。変更前、第1条の下線部、健全化をについて健全化にと改め、第3条では下線部、地方公共団体を市町村、読点、一部事務組合及び広域連合に改めるものであります。第5条です。互選の方法、下線部、市にあっては通じて1人、町村にあっては北海道振興局及び北海道振興局の管内を市にあっては通じ

て1人、読点、町村にあっては北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）別表第1の所管区域に定める地域に改めるものであります。

24ページ、25ページでございます。別表について改めるものであります。変更前、別表下線部組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合を、組合を組織する市町村、読点、一部事務組合及び広域連合に改める。変更後では（1）市町村、（2）一部事務組合及び広域連合の文言を追加して、区分については、すべて管内表示と改めるものであります。また変更前の市町村名等の名称表現が、根室市1文字空けて滝川市1文字空けてございましたが、変更後では根室市、読点、滝川市、読点とすべて改めるものであります。

26ページでございます。附則といたしましてこの規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第10号

○議長（菅原義幸君） 日程第18、議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約の協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約の協議についてでございますが、北空知学校給食組合の脱退に伴い、規約別表第1を変更することについて組合組織団体の協議が必要とされることから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 北海道町村議会公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約の協議についてご説明いたします。

29ページの新旧対照表によりご説明をさせていただきます。変更でございます。別表第1下線部北空知学校給食組合を変更後では削除するものであります。附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で説明終了です。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 諮問第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第19、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 31ページ諮問第1号でございます。本諮問は人権擁護委員の任期満了に伴い、新たに人権擁護委員候補者を推薦し、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。候補者として、住所、せたな町瀬棚区本町566番地6、氏名、石岡清基、生年月日、昭和27年2月23日生まれ64歳。

次のページに経歴書を載せてございます。ご参照願います。

よろしくお願いたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案について、これを適任と認め答申したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本件はこれを適任と認め答申することに決定いたしました。

◎日程第20 意見書案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第20、意見書案第1号 介護報酬の再改定を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大野一男議員。

○10番（大野一男君） 介護報酬の再改定を求める意見書案を提案させていただきます。平成27年4月実施された介護報酬は介護サービスの充実にプラス0.56%、処遇改善プラス1.65%を除くとマイナス4.4%の大幅なマイナス改定となりました。施設関係では特別養護老人ホームが基本報酬で5%を超える引き幅になるなど事業の継続が困難になるほどのおそれ幅となっております。また処遇改善は介護職だけを対象にしていますが、介護現場には、看護師、ケアマネジャー、事務職、リハビリ技師、調理職など多様な職種が働いております。介護職は全体のバランスのとれた処遇改善には加算だけではなく、介護報酬自体の引き上げが必要であります。国が医療介護総合法などの中で、介護保険制度の運営実態を自治体に丸投げしようとする中、住民の介護を守り地域の介護資源を維持するためには、介護経営の維持と確保が困難である介護労働者の大幅な処遇改善が実施可能な利用負担に頼らない介護報酬の大幅プラス改定で見直しが不可欠となっております。以上の実態を踏まえ、次年度予算編成に向け誰もが安心して利用できる介護制度の実現を基本に、介護報酬の見直しが必要であります。上記の趣旨から以下の事項について要望をいたします。

1、次年度において介護事業所と介護労働者が充実したサービスが提供できるよう、介護報酬のマイナス改定を見直しとすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第21 意見書案第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第21、意見書案第2号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平澤等議員。

○9番（平澤 等君） 意見書案第2号でございます。平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書でございます。地域最低賃金は北海道の賃金構造を改善し、働く貧困層の解消のためのセーフティネットの措置として最も重要なものです。労働基準法第2条では、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うものと定めてますが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。よって北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成28年度の北海道最低賃金改正に当たっては、以下の措置を講ずるよう強く要望いたします。

記、1、雇用戦略対話合意に基づき、早期に時間当たり800円を確保し、平成32年までに全国平均で1,000円に到達することができるよう平成27年度北海道地方最低賃金審議会答申を十分尊重し、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて最低賃金を大幅に引き上げること。2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給を下回らないよう適切な水準を確保すること。3、最低賃金を引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実行ある対策を行うように国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第22 意見書案第3号

○議長（菅原義幸君） 日程第22、意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平澤等議員。

○9番（平澤 等君） 意見書案第3号でございます。地方財政の充実・強化を求める意見書、朗

読にて説明いたします。

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定、実行など新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。本来、必要な公共サービスを提供するために財源面でサポートするのが財政の役割でございます。しかし財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかなです。このため、2017年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入、歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要でございます。このため政府に以下の7点の事項の実現を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第23 発議第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第23、発議第1号、三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

◎日程第24 発議第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第24、発議第2号 議員の派遣を議題といたします。

提案理由、質疑、討論を省略し採決いたします。

議案書に記載されている研修会に議員を派遣したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時27分

○議長(菅原義幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さんにお諮りいたします。

ただ今町長から議案第11号として平成28年度せたな町一般会計補正予算第2号の追加提案がありました。

この案件を日程に追加し、議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認め、町長から提出のありました議案第11号を日程に追加し、議題にすることに決しました。

◎追加日程1の1 諸般の報告

○議長(菅原義幸君) 追加1の日程第1、諸般の報告は、お手元に配付のとおりです。

◎追加日程1の2 議案第11号

○議長(菅原義幸君) 追加1の日程第2、議案第11号 平成28年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 議案その5でございます。本案は平成28年度せたな町一般会計補正予算第2号の追加でございますが、追加提案いたしました補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に3,304万8,000円を追加し、予算総額を83億8,884万2,000円とするものでございます。

その内容ですが6ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費で瀬棚養護老人ホーム三杉荘改築工事及び旧瀬棚商業高校の一部改修工事のための実施設計委託費をお願いするものでございます。

また3ページになりますが、予算に合わせまして地方債の追加1件をお願いしております。

説明は以上であります。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明でご理解できると思いますので、内容説明を省略し質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎閉議宣告

○議長（菅原義幸君） お諮りいたします。

今定例会に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で平成28年第2回せたな町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年7月22日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 細 川 伸 男

署 名 議 員 神 田 和 浩